

役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下、「本連盟」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本連盟を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本連盟は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2. 非常勤役員は定款第26条のとおり無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 本連盟の常勤役員の報酬額は別表「常勤役員の報酬表」によるものとし、各々の理事の報酬額は、報酬表のうちから、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は事務局職員と同様とする。

2. 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金・積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、通勤に要する交通費として、通勤手当を支給することができる。

(費用)

第7条 本連盟は、役員がその職務の遂行に当たって負担する費用を支払うものとする。

(公表)

第8条 本連盟は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、社員総会の決議を経て行うものとする。

(補足)

第10条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟の設立の登記の日から施行する。

(別表)

常勤役員の報酬表

	月額
第1号	100, 000円
第2号	200, 000円
第3号	300, 000円
第4号	400, 000円
第5号	500, 000円
第6号	600, 000円
第7号	700, 000円
第8号	800, 000円
第9号	900, 000円
第10号	1, 000, 000円
第11号	1, 100, 000円
第12号	1, 200, 000円
第13号	1, 300, 000円
第14号	1, 400, 000円
第15号	1, 500, 000円

